

## 第5 退職後の活動について

### 1 公立学校共済組合友の会・互助団体退職互助部(会)について

#### (1) 一般財団法人公立学校共済組合友の会

「公立学校共済組合友の会」は、公立学校共済組合の年金受給者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的として、昭和56年8月に設立された団体です。組合員であった方(年金受給者および年金待機者)は友の会会員として登録され、入会金や年会費等はありません。

#### 資料請求・問い合わせ窓口(公立学校共済組合友の会事務局)

03-6272-3755 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

0120-122-169 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00

ホームページ

<https://k-tomo.or.jp/>

区分	項目	事業案内	備考
保険事業	団体医療保険	満74歳まで新規加入でき、満84歳まで継続加入できます。病気による入院・手術の費用や、がんの外来治療、先進医療等をサポートする保険です。	
	団体傷害保険	満74歳まで新規加入でき、加入後は年齢制限なく継続加入できます。日常生活のケガや交通事故による死亡・入院・退院等を補償する保険です。	
	介護サポート保険	満40歳～満79歳まで新規加入ができ、満89歳まで継続加入できます。加入者が所定の要介護状態(要介護2相当から)になった場合に介護一時金を受け取れる保険です。	
その他の事業	会報誌「公立共済友の会だより」発行	年金・その他共済制度についての情報や著名人へのインタビュー、会員からの投稿文などを盛り込んだ会報誌「公立共済友の会だより」を年3回(5月号、8月号、11月号)無料で配布しています。	
	ガイドブック発行	友の会の活動内容や年金についてなど、退職後の人生設計に役立つ情報を掲載したガイドブックを発行し、退職予定者説明会で配布しています。	
	文化事業	著名人や公立学校共済組合直営病院長などを招いた講演会の開催や、国立劇場等の観劇チケットを会員割引にてご案内しています。	
	出版サービス事業	ライフワーク等をまとめた書籍の出版をお考えの会員向けに、自費出版支援事業を行っています。	
	自動車保険	会員向けの自動車保険「せつやく先生(愛称)」をご案内しています。	

## (2) 教職員互助組合退職互助部

退職互助部は、現職互助組合からの支援を受けながら、会員の「健康・生活・生きがい」に関して、自立を支え合い助け合っている組織です。

### 【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館2階  
電話 055-222-2613 FAX 055-222-2680

### 【会員の加入資格】

教職員互助組合に通算5年以上、年齢45歳以上で退職し、加入掛金を納入した方

### 【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①継続加入届(又は加入届)の提出

②入会金(終身会費)の納付(「退職生業資金」の一部を充当します。令和4年度は90万円でした。)

※定年退職者は退職時及びその次年度終了時の2回、早期退職者は退職時と同年齢会員の定年退職までの毎年度終了時加入できる。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	療養補助金	70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、法定医療費総額の3割から2,500円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき20,000円、年60,000円 70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき10,000円、年40,000円	
	入院見舞金	70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき 10,000円を給付(同一年度1回とする)	
	死亡弔慰金	会員が死亡したとき 10,000円	
	退会金	会員が退会したとき 入会金と同額 ・83歳以上で退会したとき ・死亡したとき ・特別な事由で認められたとき(他県転居)	
	長寿祝品	会員の健康長寿を祝って記念品を贈呈 古希の祝 5,000円相当品 喜寿の祝 5,000円相当品 米寿の祝 10,000円相当品 白寿の祝 15,000円相当品	
	放送大学履修補助	会員が放送大学を受講したとき、入学料の範囲内で1年度に3,000円を限度として補助	
	療養補助金無給者祝金	入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に20,000円を給付(1回限り)	
福祉事業	人間ドック補助金	入会3年目、6年目、9年目の会員20,000円を限度に補助	
	地区福祉事業助成金	各地区に事業費として助成	
	互助だより発行	互助だより退互部編を年3回発行	

### (3) 高等学校教職員互助会退職互助会

高等学校教職員互助会は、会員相互扶助の精神に基づき、昭和51年2月26日退職互助会制度を設立しました。この制度は退職後の医療保障を行うとともに、会員相互の親睦をはかり生きがいのある豊かな生活を図ろうとするものです。

#### 【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館内  
電話 055-226-5033 FAX 055-226-5056

#### 【会員の加入資格】

山梨県高等学校教職員互助会会員(55歳以上)が退職した場合(加入手続きが必要)

#### 【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①加入申込書の提出

②規程の出資金納付(「退会慰労金」の一部を充当します)

※55歳以上60歳未満の方は、60歳になって最初の3月31日まで、給付の停止があります。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	療養給付金	会員が疾病、負傷により療養を受けたとき ○平成16年度以前入会者 70歳の誕生日まで、国民健康保険又は社会保険各法に適用される療養費のうち、本人が負担した額(附加金等その他の法令による公費負担を控除した額)を給付。 ○平成17年度以降入会者 各保険制度に適用される療養費総額のうち、本人が負担した額(1か月同一医療機関同一診療ごと)から、(3,000円+100円未満端数)を控除した額。(17,000円を上限) 後期高齢者医療制度による一部負担金の給付は行なわない。	注1参照
	傷害給付金	会員がケガを原因として次に該当した場合(後遺障害・死亡は、医療機関・損害保険会社が認定した場合) (1)事故日から180日以内に死亡したとき 700,000円 (2)傷害による後遺障害のとき 最高700,000円 (3)傷害により通院したとき 1日につき500円(90日)を限度 (4)傷害により入院したとき 1日につき1,000円(180日)を限度 ただし、互助年金事業により給付があった場合は該当しない。 また、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。	注1参照
	入院見舞金	会員が、7日以上引き続いて入院したとき、最初の入院の日より通算500日を限度として日額1,000円を給付(H19.4.1～) ただし、平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。	注1参照
	死亡弔慰金	会員が死亡したとき給付 平成3年度以前の入会会員 10,000円 平成4年度～平成16年度の入会会員 50,000円	注1参照
	出資還付金	○給付停止期間中(満60歳になって最初の3月31日まで)に死亡したとき 出資金の全額 ○共済組合任意継続組合員になる資格を有する期間中に死亡したとき 加入時出資金-(療養給付金+入院見舞金支給額)×1/2 ○平成17年度以降の入会会員が在会3年を経過し、退会届をもって退会したとき 加入時出資金×70%-(3年間の給付金合計)	注1参照

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金、人間ドック給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	金婚祝金	平成4年度～平成16年度の入会者については、結婚50年を祝い、金婚祝金として30,000円を贈呈 ただし、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降入会者には給付を行なわない。	注1参照
	長寿祝金	会員の健康長寿を祝い、長寿祝金を贈呈 平成3年度以前の入会者 平成4年度～16年度の入会者 互助の祝(65歳) 5,000円 10,000円 古希の祝(70歳) 10,000円 30,000円 喜寿の祝(77歳) 20,000円 50,000円 米寿の祝(88歳) 50,000円 100,000円 白寿の祝(99歳) 100,000円 200,000円 ※平成17年度以降入会者は喜寿の祝(77歳)のとき 10,000円	注1参照
	人間ドック給付	会員に3年に1回、人間ドックを受診した場合に助成 ・互助会主催の人間ドックの場合は、15,000円を補助 ・市町村主催の人間ドックの場合は、個人負担金を補助(上限15,000円) ただし、平成17年度以降入会者については4,000円を補助	注1参照
	退職互助会加入祝金	加入者には入会祝記念品(10,000円相当)贈呈	
福祉事業	施設利用補助	会員が指定施設を宿泊利用したとき給付 1泊につき1,500円 年度間3泊まで(会員本人のみ)	
	研修旅行	研修旅行に参加した会員へ補助	
	懇親会	懇親会に参加した会員へ補助	
	芸術鑑賞会	芸術鑑賞会に参加した会員へ補助	
	放送大学履修補助	会員が放送大学を受講したときは、1年に3,000円以内を補助	
	紫玉会スポーツ大会	紫玉会ゴルフ大会等に参加した会員へ、1回につき、1,000円を補助	
	その他の事業	カルチャー教室(個人負担金あり)を開催	
	退互だより発行	年1回全会員に配付	
互助会会員証の発行	会員証は入会時に発行し、これを呈示することにより、様々な施設の割引が利用できる。		

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金、人間ドック給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。

## 2 シルバー人材センターについて

シルバー人材センターでは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員になり、高齢者の生きがい充実と社会参加を目的に、企業・家庭・公共団体から引き受けた臨時的・短期的・その他軽易な高齢者にふさわしい仕事を請負・委任または派遣により就業します。

会員は就業や収入の保証はありませんが、働いた仕事に応じて「配分金」や「賃金」を得ることが出来ます。

※公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会ホームページ

<https://www.y-sjc.jp/index.php>

また、山梨県シルバー人材センター連合会では、シルバー事業を啓発するとともに、高齢者活躍人材確保育成事業で高齢者の雇用就業を促進するための各種技能講習会を実施しています。受講料は、無料です。

問い合わせ先 山梨県シルバー人材センター連合会(TEL 055-228-8383 E-mail y-rengo@sjc.ne.jp)

### 事務所一覧表

名称	事務所所在地		電話番号	加入市町村
公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会	甲府市飯田3丁目3番28号 スカイハイツ1階		055-228-8383	
公益社団法人甲府市シルバー人材センター	甲府市相生2-17-1		055-222-9488	甲府市
公益社団法人東部広域シルバー人材センター	大月事務所	大月市大月町花咲 10 大月市総合福祉 センター1階	0554-22-2900	大月市、 都留市、 上野原市
	都留事務所	都留市田野倉1330	0554-45-3500	
	上野原事務所	上野原市上野原 3757	0554-62-4700	
公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター	塩山事務所	甲州市塩山上於曾 1833鶴田ビル1階1 号室	0553-32-4110	甲州市、山梨市
	山梨事務所	山梨市小原西955	0553-22-4150	
公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター	富士吉田市松山1248		0555-22-9241	富士吉田市、 富士河口湖町、 西桂町、忍野村、 山中湖村、 鳴沢村
公益社団法人峡北広域シルバー人材センター	韮崎市中田町中条1795 道の駅にらさき2階		0551-25-6300	韮崎市、北杜市
公益社団法人峡南広域シルバー人材センター	鰻沢事務所	南巨摩郡富士川町 鰻沢655-8	0556-22-8701	市川三郷町、 富士川町、 早川町、身延町、 南部町
	身延事務所	南巨摩郡身延町 梅平2483-36	0556-62-1165	
公益社団法人峡中広域シルバー人材センター	甲斐市篠原2644-3		055-279-6626	甲斐市、中央市、 昭和町
公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター	南アルプス市飯野2806-1		055-282-6633	南アルプス市
公益社団法人笛吹市シルバー人材センター	笛吹市石和町小石和751スコレパ リオ2階		055-225-6703	笛吹市

### 3 ことぶき勸学院について

生涯学習の理念に立ち、高齢者に対して、専門的かつ継続的な生涯学習の場を提供し、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢者の生きがいづくりを支援し、活力に満ちた地域づくりの指導者養成を目指します。

#### (1) 入学資格

県内在住の概ね60歳以上の方。健康で学習意欲があり、通学が可能な方。

#### (2) 修業年限

2年間

#### (3) 講座内容

##### ①必修講座

甲府拠点と都留拠点を中心に県内5か所の地域教室で実施します。

山梨や日本の文化歴史、現代の社会問題、地域の課題などをテーマにした学習や討論を行います。

ふれあい行事では、全ての勸学院生が一同に集い、入学式(始業式)、勸学院祭、卒業式(修了式)を行います。

##### ②選択講座

自主的な計画に基づいて実施するもので、大学や市町村等による公開講座等への参加と地域貢献活動を行います。

#### (4) 学習の場

通学可能なところで学べます

問い合わせ・申し込みは各教室へ

拠点	地域教室	会場	住所	連絡先
甲府拠点	甲府教室	山梨ことぶき勸学院	甲府市東光寺 2-25-1	ことぶき勸学院事務局 055-233-6947
	中北教室	北巨摩合同庁舎	韮崎市本町4-2-4	中北教育事務所 0551-23-3008
	峡南教室	南巨摩合同庁舎	富士川町鰯沢771-2	峡南教育事務所 0556-22-8154
都留拠点	南都留教室	南都留合同庁舎	都留市田原2-13-43	富士・東部教育事務所 0554-45-7335
	北都留教室	大月市総合福祉センター	大月市大月町花咲10	

#### (5) 学費

基本学習費 16,000円

※学習場所への交通費・教材費・クラブ活動・選択講座に要する経費、また原則全員加入の損害保険料(年間800円程度)は別途自己負担となります。

## 4 ことぶきマスター制度について

長い人生経験から培ってきた知識や技能、生活の知恵を広く県民が認識し、その様々な能力を社会で活かすため、活動意欲のある60歳以上の高齢者やグループを、知事が「ことぶきマスター」として認定しています。また、認定されたことぶきマスターは、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、市町村や各種施設のイベントやレクリエーションなどで、特技を活かした活動をしています。

### (1) ことぶきマスターの認定について

#### ○認定条件

- ・60歳以上の個人またはグループ（グループは原則として60歳以上の者で構成する）
- ・長年の経験から得た知識や技能、生活の知恵などを有していること
- ・高齢者の生きがいづくりや地域づくり等に貢献する活動を実施していること
- ・認定後は、県社会福祉協議会が設置する「ことぶきマスター人材バンク」に登録し、積極的に社会活動すること

#### ○活動部門

認定対象となる活動の分野は、音楽、手品、演劇、社交ダンス、ボランティア活動、健康づくり活動、料理等幅広く、特に制限はありません。

部門名	例
生活・伝承	自治会活動・ボランティア・子供クラブ活動・料理・漬物・子育て・和裁・洋裁・編物・木工・神楽・祭・民謡・伝説・着付・話し方・健康・竹細工・わら細工・郷土玩具・農事・地場産業・その他
芸術・芸能・趣味・教養	書道・絵画・音楽・詩吟・演劇・社交ダンス・舞踊・短歌・俳句・茶道・生け花・手品・彫刻・陶芸・園芸・盆栽・草花・野鳥・写真・囲碁・将棋・地理・天文・郷土史・文芸・古文書の読み方・その他

#### ○認定手順

ことぶきマスターになるためには、市町村または県社会福祉協議会による推薦を受ける必要があります。まずはお住まいの市町村の高齢者福祉担当課または県社会福祉協議会（055-254-8610）へお問い合わせください。

推薦のあった高齢者またはグループが認定条件を満たすと認められるときは、「ことぶきマスター」として認定し、証書およびバッジを交付します。

### (2) ことぶきマスター人材バンクについて

ことぶきマスターに認定されると、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、依頼に応じて地域のイベントや福祉施設等で活躍していただきます。

主な派遣先としては、高齢者福祉施設（グループホーム、デイサービスセンター等）、児童関連施設（小学校、児童館等）、市町村や市町村社協が行うイベントなどがあります。

なお、ことぶきマスターの派遣を希望される場合は、県社会福祉協議会（055-254-8610）へご相談ください。